

【条例の概要】

《趣旨等》

- 社会全体で子どもを守ることを基本に、子どもが性犯罪に遭わない、その加害者を生み出さない社会の実現を目指し、本条例を制定
- 主な内容：「子どもの安全確保に関する啓発等」（略）、「規制を行う行為及び配慮事項」、「社会復帰支援・住所等の届出制度」

【規制を行う行為及び配慮事項】

● 不安を与える行為の禁止（第 8 条）

何人も、親権者、未成年後見人、学校等の職員その他の者で現にその監督保護をするもの（以下「監督保護者」という。）が直ちに危害の発生を防止することができない状態にある **13 歳未満の者** に対し、挨拶、防犯に関する活動等の社会通念上正当な理由があると認められる場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 甘言又は虚言を用いて惑わし、又は欺くような言動をすること。
- 二 義務のない行為を行うことを要求すること。

● 威迫する行為等の禁止（第 9 条）

何人も、その監督保護者が直ちに危害の発生を防止することができない状態にある **13 歳未満の者** に対し、社会通念上正当な理由があると認められる場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 いいがかりをつけ、又はすぐむこと。
- 二 身体、衣服等を捕らえ、又はつきまとうこと。

● 禁止行為に係る通報（第 10 条）

- ・禁止行為に該当すると認められる行為を発見した者は、監督保護者に連絡し、又は警察官に通報するよう努めるものとする。連絡を受けた監督保護者は、その旨を警察官に通報するよう努めるものとする。
- ・連絡又は通報を行う者は、禁止行為に該当すると認められる行為を受けた **13 歳未満の者** の不安の軽減を図るよう努めるものとする。

● 禁止行為に関する配慮事項（第 11 条）

禁止行為の適用に当たっては、挨拶、防犯に関する活動を阻害することのないよう十分配慮するものとする。

● 罰則を規定（第 18 条）

次のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- 一 常習として不安を与える行為を行った者
- 二 威迫する行為等を行った者

【社会復帰支援・住所等の届出制度】

● 住所等の届出義務（第 12 条）

子ども（18 歳未満）に対する性犯罪（※）を犯し、これらの罪に係る刑期の満了の日から 5 年を経過しない者で府の区域内に住所を定めたものは、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

（届出事項）

- 氏名、住所、性別、生年月日、連絡先、届出に係る罪名、刑期の満了した日
- ・届出事項に変更が生じた場合 → 届出事項変更の届出
- ・届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 → 5 万円以下の過料

● 社会復帰に関する支援（第 13 条）性加害に焦点を当てた専門プログラム、社会生活サポート

- ・知事は、届出を受けたときは社会復帰に関する相談その他必要な支援を行うものとする。
- ・社会復帰支援を行うに当たっては、社会復帰支援対象者の意に反して、その家族、近隣住民その他の関係者にその事情を知られないよう十分配慮しなければならない。

※ 子ども（18 歳未満）に対する性犯罪（条例第 2 条第 2 号イから八までに掲げる罪）

○ 刑法の罪（第 2 条第 2 号イ）

- ・強制わいせつ罪 ・強姦罪又は強制性交等罪 ・準強制わいせつ罪、準強姦罪又は準強制性交等罪 ・監護者わいせつ及び監護者性交等罪 ・集団強姦罪 ・強制わいせつ致死傷罪、準強制わいせつ致死傷罪、強姦致死傷罪又は強制性交等致死傷罪、準強姦致死傷罪又は準強制性交等致死傷罪、監護者わいせつ及び監護者性交等致死傷罪、集団強姦致死傷罪 ・営利目的等略取及び誘拐罪（わいせつ目的の場合） ・強盗強姦罪又は強盗・強制性交等罪、強盗強姦致死罪又は強盗・強制性交等致死罪

※未遂罪の規定がある罪については、未遂罪も対象。

○ 窃盗等の防止及び処分に関する法律第 4 条の罪（第 2 条第 2 号ロ）

- ・常習強盗強姦罪又は常習強盗・強制性交等罪

○ 児童買春、児童ポルノに係る行為の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条第 4 項の罪（第 2 条第 2 号ハ）

- ・児童ポルノ製造罪

○ イから八までに掲げるもののほか、自己の性的好奇心を満たす目的で犯した罪（第 2 条第 2 号ニ）

- ・イから八までに掲げるものほか、自己の性的好奇心を満たす目的で犯した罪

【条例改正の考え方】

【性犯罪の規定を見直す改正刑法等のポイント】

○強制性交等罪を不同意性交等罪に改称

・強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪
・強制性交等罪及び準強制性交等罪

強制わいせつ罪に統合
強制性交等罪に統合

不同意わいせつ罪に改称
不同意性交等罪に改称

刑法第 178 条
(準強制わいせつ及び準
強制性交等) 削除

○性犯罪の成立要件を具体化

👉 条例改正に影響なし

【加害者の手段、被害者の状態】

①暴行・脅迫 ②心身の障害 ③アルコール、薬物の摂取 ④睡眠・意識不明瞭 ⑤不同意のいとまがない ⑥恐怖・驚愕 ⑦虐待に起因する心理的反応 ⑧経済的・社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の配慮

【被害者の意思】

同意しない意思を形成、表明、全うすることが困難

○性交同意年齢を 16 歳に引き上げ

○わいせつ目的での「16 歳未満の者への面会要求罪」を新設 (刑法第 182 条)

○盗撮、拡散を処罰する「撮影罪」を新設

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律 (新法)

○性犯罪の公訴時効を 5 年延長

👉 条例改正に影響なし

【子どもを性犯罪から守る条例の改正検討のポイント】

○第 2 条の性犯罪の定義の規定整備 (必須)

・刑法第 178 条 (準強制わいせつ及び準強制性交等) 削除に伴う規定整備 (必須)

・「16 歳未満の者に対する面会要求等の罪」の新設 (刑法第 182 条) の追加に伴う所要の改正 (要検討)

・盗撮、拡散を処罰する「撮影罪」の新設 (性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律) の追加に伴う所要の改正 (要検討)

※第 2 条に
新罪を追加

第 12 条の住所等の届出対象追加

第 13 条の社会復帰支援対象追加

○規制を行う行為である、第 8 条 (不安を与える行為の禁止) 及び第 9 条 (威迫する行為等の禁止) の所要の改正 (要検討)

・性交同意年齢の 16 歳引き上げに伴う所要の改正 (要検討)

・「16 歳未満の者に対する面会要求等の罪」の新設 (刑法第 182 条) の追加に伴う所要の改正 (要検討)

性犯罪の規定を見直す改正刑法等の概要	条例改正のポイント	主な論点	事務局の意見
<p>【改正刑法】第 182 条 「16 歳未満の者に対する面会要求等の罪」の新設 (内容) 16 歳未満の子どもに対して、以下のいずれかの行為をした場合（※ 1）、面会要求罪が成立（※ 1）相手が 13 歳以上 16 歳未満の子どもであるときは、行為者が 5 歳以上年長の者である場合</p> <p>1 わいせつの目的で、(1)～(3)のいずれかの手段を使って、会うことを要求すること 【1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金】</p> <p>(1)威迫、偽計又は誘惑 (例) 脅す、うそをつく、甘い言葉で誘う</p> <p>(2)拒まれたのに反復 (例) 拒まれたのに、何度も繰り返し要求する</p> <p>(3)利益供与 又は その申し込みや約束 (例) 金銭や物を与える、その約束をする</p> <p>2 1 の結果、わいせつの目的で会うこと 【2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金】</p> <p>3 性交等をする姿態、性的な部位を露出した姿などの写真や動画を撮影して送るよう要求すること 【1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金】</p> <p>【性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律】（以下、「性的姿態撮影等処罰法」という。）（第 2 条から第 6 条）</p> <p>「性的姿態の撮影行為等に係る罪」の新設 (内容) 以下のいずれかの行為をした場合、性的姿態等撮影罪などが成立</p>	<p>○新設された、刑法第 182 条の「16 歳未満の者に対する面会要求等の罪」を、条例第 2 条第 2 号で規定する性犯罪の定義に追加（条例第 2 条第 2 号イの所要の改正）</p> <p>○新設された、「性的姿態等撮影罪」を、条例第 2 条第 2 号で規定する性犯罪の定義に追加（条例第 2 条第 2 号ハの次に、「性的姿態撮影等処罰法第 2 条第 1 項第 2 号から第 4 号及び同条第 2 項（同条第 1 項第 1 号の罪を除く）の罪」の規定を追加）</p>	<p>○新設された、「16 歳未満の者に対する面会要求等の罪」又は性的姿態等撮影罪」を犯した者を、住所等の届出義務対象者（第 12 条）及び社会復帰支援対象者（第 13 条）とすべきかどうか。</p> <p>☞ 住所等の届出義務対象者（第 12 条）及び社会復帰支援対象者（第 13 条）は、いずれも条例第 2 条第 2 号で定義する性犯罪の罪を犯したことを前提としているため</p> <p>○「性的姿態等撮影罪」は、新たに追加（規定整備）しなくても、条例第 2 条第 2 号二に、「新たにイからハまでに掲げるもののほか、自己の性的好奇心を満たす目的で犯した罪」の規定で対応できるのではないか。</p>	<p>○「16 歳未満の者に対する面会要求等の罪」及び「性的姿態等撮影罪」は、近年における性犯罪をめぐる状況に鑑み、この種の犯罪に適切に対処できるようにするために新設されたものであるため、本条例第 2 条第 2 号で規定する性犯罪の定義に追加する必要がある。</p> <p>○ また、今後、「16 歳未満の者に対する面会要求等の罪」又は「性的姿態等撮影罪」の罪を犯した者が、条例第 13 条の社会復帰支援（性加害に焦点を当てた専門プログラム）を希望し本支援を受けることが、ひいては「子どもが性犯罪に遭わない、その加害者を生み出さない社会の実現」につながる。</p> <p>○ 具体的に明記した方が、新法である「性的姿態撮影等処罰法」で創設された「性的姿態の撮影行為等に係る罪」（※ 4）のうち「性的姿態等撮影罪」だけが住所等の届出及び社会復帰支援の対象となるということがわかりやすい。</p> <p>※ 4 「性的姿態等撮影罪（第 2 条）」、「性的影像記録等提供罪（第 3 条）」、「性的影像記録保管罪（第 4 条）」、「性的姿態等影像送信罪（第 5 条）」、「性的姿態等影像記録罪（第 6 条）」</p>

性犯罪の規定を見直す改正刑法等の概要	条例改正のポイント	主な論点	事務局の意見
<p>1 性的姿態等撮影罪（第2条第1項） 【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】 (1) 正当な理由がないのに、ひそかに、「性的姿態等」（性的な部位、身に着けている下着、わいせつな行為・性交等がされている間における人の姿）を撮影（第1号） (2) 不同意性交等罪に規定する、①～⑧（※2）により、同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態にさせ、又は相手がそのような状態にあることに乗じて「性的姿態等」を撮影（第2号） （※2） ①暴行又は威迫 ②心身の障害 ③アルコール又は薬物の影響 ④睡眠その他の意識不明瞭 ⑤同意しない意思を形成、表明又は全うするいとまの不存在 ⑥予想と異なる事態との直面に起因する恐怖又は驚愕 ⑦虐待に起因する心理的反応 ⑧経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮 (3) 性的な行為でないと誤信させたり、特定の者以外はその画像を見ないと誤信させて、又は相手がそのような誤信をしていることに乗じて、「性的姿態等」を撮影（第3号） (4) 正当な理由がないのに、16歳未満の子どもの「性的姿態等」を撮影（※3）（第4号） （※3）相手が13歳以上16歳未満の子どもであるときは、行為者が5歳以上年長の者である場合</p> <p>2 性的映像記録等提供罪（第3条） (1)「1」又は「5」によって撮影・記録された性的姿態等の画像（「性的映像記録」）を特定・少数の者に提供 【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】 (2)「性的映像記録」を不特定・多数の者に提供又は公然と陳列 【5年以下の懲役又は500万円以下の罰金】</p>	<p>☞ 性的姿態等撮影罪第1項第1号の「ひそかに撮影する行為」を除いているので、未遂罪（第2項）も同様に除く</p>	<p>○ 児童買春、児童ポルノに係る行為の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下、「児童買春・児童ポルノ処罰法」という。）との整合性が必要ではないか。</p>	<p>○ 児童買春・児童ポルノ処罰法には、本条例で明記している児童ポルノの「製造罪」以外に、児童ポルノの「所持・提供・保管罪」等の罪がある。 性的姿態撮影等処罰法にも、児童買春・児童ポルノ処罰法と同様に、「性的姿態等撮影罪」、「性的映像記録等提供罪」、「性的映像記録保管罪」、「性的姿態等映像送信罪」及び「性的姿態等映像記録罪」の罪があるが、そのなかでも「性的姿態等撮影罪」は、子どもにわいせつ行為をして、写真を撮ってばらまくような暴力的な性犯罪である「児童ポルノ製造罪」に相当する罪であり、整合性は図られているものと考えている。</p>

性犯罪の規定を見直す改正刑法等の概要	条例改正のポイント	主な論点	事務局の意見
<p>3 性的影像記録保管罪（第4条） 提供又は公然陳列の目的で、「性的影像記録」を保管 【2年以下の懲役又は200万円以下の罰金】</p> <p>4 性的姿態等影像送信罪（第5条） 不特定・多数の者に、「1」の(1)～(4)と同様の方法で、「性的姿態等」の影像を送信（ライブストリーミング） 【5年以下の懲役又は500万円以下の罰金】</p> <p>5 性的姿態等影像記録罪（第6条） 「1」の(1)～(4)と同様の方法で影像送信された「性的姿態等」の影像を、そのようなものであると知りながら、記録 【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】</p> <p>【大阪府子どもを性犯罪から守る条例】 第8条(不安を与える行為の禁止) 監督保護をするものが直ちに危害の発生を防止することができない状態にある 13歳未満の者に対し、挨拶、防犯に関する活動等の社会通念上正当な理由があると認められる場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。 1 甘言又は虚言を用いて惑わし、又は欺くような言動をすること。 2 義務のない行為を行うことを要求すること。</p> <p>第9条(威迫する行為等の禁止) 何人も、その監督保護者が直ちに危害の発生を防止することができない状態にある 13歳未満の者に対し、社会通念上正当な理由があると認められる場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。 1 いいがかりをつけ、又はすぐむこと。 2 身体、衣服等を捕らえ、又はつきまとうこと。</p>	<p>○性交同意年齢の引き上げに伴う所要の改正は行わない</p>	<p>○若年者の性被害の実情を鑑みて改正された趣旨を踏まえると、性交同意年齢の引き上げに伴う所要の改正を行うべきではないか。</p>	<p>○ 今般の刑法改正に至った経緯（※3）とはその趣旨（※4）を異にすることから、刑法改正にあわせて条例の保護対象年齢を引き上げる必要はないと考える。</p> <p>（※3）今般の刑法改正に至った経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで、13歳未満の人は、「①行為の性的意味を認識する能力」が備わっていないと考えられることから、性交同意年齢については、「13歳未満」とされてきた。 今回、13歳以上16歳未満（中学生くらいの年齢層）の人は、「①行為の性的意味を認識する能力」が一律ないわけではないが、「②行為の相手との関係で、その行為が自分に与える影響について自律的に考えて理解したり、その結果に基づいて相手に対処する能力」が十分に備わっているとはいえず、相手との関係が対等でなければ、性的行為に関する自由な意思決定の前提となる能力に欠けると考えられ、性交同意年齢については、「16歳未満」とされた。

性犯罪の規定を見直す改正刑法等の概要	条例改正のポイント	主な論点	事務局の意見
<p>罰則（第 18 条） 次のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 常習として第 8 条の規定に違反した者 2 9 条の規定に違反した者 	<p>○「16 歳未満の者に対する面会要求等の罪」の新設（刑法第 182 条）に伴う所要の改正は行わない</p>	<p>○本条例第 8 条（不安を与える行為の禁止）と第 9 条（威迫する行為等の禁止）は、新設された「16 歳未満の者に対する面会要求等の罪」（刑法第 182 条）と重複するのではないか。</p>	<p>（※4）本条例の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不同意わいせつ罪、不同意性交等罪のいわゆる性交同意年齢の 16 歳未満への引き上げは、若年者の性被害の実情に鑑み、現行法上 13 歳未満とされている性交同意年齢を 16 歳未満とされた。 また、その者が 13 歳以上であるときは、行為者が 5 歳以上年長である場合に処罰することとしたものであり、性的な同意年齢がその判断基準となっている。 一方、本条例における処罰対象となる対象児童の年齢が 13 歳未満とされているのは、当該児童が一般的に判断能力が未熟であり、身体的に発達途上であること、自ら危険を回避する防衛能力が低く、犯罪の被害に遭いやすいとされたからである。 また、日常生活において、危害の発生を防止することのできる監督保護者（親権者、未成年後見人、学校の職員その他の者で現にその監督保護をするもの）の存在が必要（監督保護者の監督の下にあるべき）と認められることから保護すべき対象としたものであり、性的な合意能力を判断基準としていない。 <p>○ 面会要求等罪は、16 歳未満の者に対して直接又は SNS 等を使用して、わいせつ目的で、面会を要求する行為や、面会要求のうえ面会する行為、性的な姿勢をとってその映像を送信することを要求する行為を処罰対象としており、16 歳未満の者は、性的行為に関する自由な意思決定の前提となる能力に欠け性犯罪の被害に遭う危険性が高いことから、性犯罪に至る前の段階で保護することを目的としている。 一方、条例は、日常生活において監督保護者の存在が必要と認められる 13 歳未満の者を保護対象とし、それらの者に対する性犯罪の前段階と预料される声掛けや威迫等する行為を処罰対象とし、そうした加害者を生み出さない社会の実現を目的としている。 よって、条例と面会要求等罪との犯行態様においては、重複する場合もあるが、法の目的を異にしており、新設された面会要求等罪は構成要件が複雑で、起訴</p>

性犯罪の規定を見直す改正刑法等の概要	条例改正のポイント	主な論点	事務局の意見												
<p>【施行期日】 「刑法及び刑事訴訟法を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」は、“いずれも公布の日（6月23日）から起算して20日を経過した日から施行する”</p> <p>【令和5年6月23日（金）官報（号外第132号）】</p>	<p>○「公布の日」を施行日</p>	<p>○本条例第8条（不安を与える行為の禁止）と第9条（威迫する行為等の禁止）が形骸化しているのであれば、「16歳未満の者に対する面会要求等の罪」（刑法第182条）と重複していなくても削除するべきではないか。</p> <p>○周知期間は設けなくてもいいのか。</p>	<p>事例も少なく、事案によっては、条例を提供した検挙や指導・警告が今後も想定されることから、現時点では、面会要求等罪が条例の目的をカバーしているかは判断できない。</p> <p>○ 本条例第8条・第9条は実効性が認められ、存続する必要がある。</p> <p>検挙・指導警告件数</p> <p>・検挙数（平成24年10月～）8条0件 ・9条8件 ・声掛け等前兆事案認知状況（手集計）</p> <table border="1" data-bbox="1467 550 1982 662"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生件数</td> <td>894</td> <td>717</td> <td>589</td> </tr> <tr> <td>指導警告件数</td> <td>272</td> <td>181</td> <td>141</td> </tr> </tbody> </table> <p>第8条及び第9条の実効性</p> <p>・本条例制定以降、検挙、指導警告実績がある。 ・発生した事案の事実確認の結果、検挙に至らない場合でも本規定を根拠に指導・警告を与えることが可能であり、事実そのとおり運用しているほか、本規定の存在が、捜査や防犯指導等の警察活動の契機となっている事実があり、それが子どもを性犯罪から守る活動に繋がっていると認められること、そして、年々発生件数は減少傾向にあるが、それは当該活動の効果の現れとも考えられることに鑑み、当該規定は存続する必要がある。</p> <p>○ 「刑法及び刑事訴訟法を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」が令和5年7月13日に施行されたことに伴い、本条例も速やかに施行する必要がある。</p> <p>なお、届出義務の対象となる「性犯罪」には今回新設された「16歳未満の者に対する面会要求等の罪」及び「性的姿態等撮影罪」もあるが、罪を犯してから刑期の満了の日までは一定の期間が空くことから、周知期間は設けない。</p>		R2	R3	R4	発生件数	894	717	589	指導警告件数	272	181	141
	R2	R3	R4												
発生件数	894	717	589												
指導警告件数	272	181	141												

